

議事録 1 2 ページの野城先生のご指示に基づいて、1 1 ページに記載されている時田委員のコメントに対する反論を下記に記載します。 前川

【時田委員のコメント 1】

参考資料 1 の説明がありました。それから、資料 2 の 22 ページに ESCO 事業に係る契約で設備更新型 ESCO というのを出しているのですが、これについては、私は異論があります。参考資料 1 の 4 ページに実績がありますが、自治体と国の場合は基本的に条件が違う。自治体の場合は補助金が付きませんが、国の場合は補助金が付かない。その違いが実績に出てきていると思います。

【1への反論】

環境配慮契約法の基本方針には「国および国の機関は ESCO を積極的に採用すべき」という趣旨が記載されており、補助金が無いから採用しなくてよいという言い訳が許されるような余地はまったくありません。

【時田委員のコメント 2】

それから、特に参考資料 1 の最後のページのイメージですけれども、建築物の省エネというのは構造とか、設備計画等により、まず全体の最適を目指すところであると。部分を切り出して、部分最適を強調するということは違和感を感じます。

【2への反論】

何をもって部分最適と仰っているのか分かりませんが、ESCO 手法による機器更新工事についてご紹介する趣旨の資料ですから、その部分を記載しました。このケースは単純な機器更新のような部分最適ではなく、むしろ機器容量の見直しや運用改善を含めた総合的な最適解を目指したものとなっています。

【時田委員のコメント 3】

それから本提案は、様々な影響要因を本提案に影響しないものと仮定しており、概念を強調しすぎていると思います。

【3への反論】

仰っていることの意味が分かりません。懸念を強調しているようなつもりはまったくありません。

【時田委員のコメント 4】

それから、不確定要因を保証により回避することにしてはいますが、逆に投機的になる可能性がある。現場の技術的な感覚には合致しないと感じています。まずは、基礎的な技術の進展を促進して、様々な経験を集約し、進展を図るべき。経済的合理性のみを強調するべきではない。現場が混乱する可能性があります。改修の複雑性を考えると、なおさらそう思います。時間がないので、基本的な言いたいことだけ。

【4への反論】

ESCOが提案する内容のうち施主が合理的と判断したものだけが採用されますので、投機的なものになる可能性は皆無です。合理的な手法の効果を合理的な方法で計測し保証することが行われています。20年以上の歴史を持つESCOは多くの現場で技術的な感覚に合致して採用され運用されたビジネスモデルですし、ESCOであるが故に混乱した現場など聞いたことがありません。また、ESCOコンペに際しては、提案競争により施主が思いもよらなかったシステムが顕在化することが多く、すべてを施主が決めてから発注する仕組みよりも良い結果が得られていることも多いと実感しています。

以上